

27石ダム第 7 号
平成27年6月24日

〇〇△△様

長崎県石木ダム建設事務所

所長 古川 章



石木ダム建設事業に必要な土地の譲渡について（依頼）

長崎県では長崎県東彼杵郡川棚町において、佐世保市と共同で石木ダム建設事業を行っており、平成21年7月1日に〇〇様が贈与により取得された下記の土地が事業に必要な用地の一部となっております。

石木ダム建設事業は、川棚川の抜本的な洪水調節と佐世保市の慢性的な水不足を解消するための水道水の確保を主な目的とした必要不可欠な事業であり、既に公益性・必要性がある事業として事業認定も受けております。

つきましては、土地の譲渡についてご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、事業の詳細につきましては、パンフレットを添付しておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

記

○譲渡をお原品、する土地

長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷字大山口 1164番 山林 3,482.00 rrf

うち譲渡をお願いする面積 1,624.17 rrf

土地の補償額（持分 1/54） 〇〇〇〇円

※土地の補償額については、現時点の価格であり契約時点で見直すこと
になります。

担当課 長崎県石木ダム建設事務所 用地課

電話 0956-82-5109